

## ○広川町就学援助費交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、学校教育法(昭和22年法律第26号)第19条の規定に基づき、経済的理由によって就学困難な児童生徒に対し、必要な援助を与え義務教育の円滑な実施を図ることを目的とする。

### (援助を必要と認める者)

第2条 この要綱により、広川町教育委員会(以下「委員会」という。)が、就学援助を必要と認める者は、広川町に住所を有し、独立行政法人又は地方公共団体が設置した小学校又は中学校に在学する児童生徒の保護者(学校教育法第16条に規定する保護者をいう。以下同じ。)又は広川町に教育事務の一部を委託している市町村に住所を有する児童生徒の保護者で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第2項に規定する要保護者(その児童生徒について、同法第13条の規定による教育扶助が行われている被保護者を除く。)

(2) 前号の要保護者に準ずる程度に困窮していると認められる者として、別に要領で定める者

### (援助の方法)

第3条 就学援助は、金銭給付によって行うものとする。ただし、これによることができないとき、これによることが適当でないとき又はその他援助の目的を達するために必要があるときは、現物給付によって行うことができる。

### (援助の範囲)

第4条 就学援助は、次に掲げる範囲内において行う。

(1) 義務教育に伴って必要な学用品費、通学用品費及び校外活動費

(2) 新入学児童生徒学用品費等

(3) 修学旅行費

(4) 通学費

(5) 給食費

(6) その他義務教育に伴って必要なもの

### (申請手続)

第5条 援助を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、就学援助申請書を委員会に提出するものとする。

### (認定)

第6条 委員会は、前条により申請があったときは、学校長の意見及び民生児童委員の助言を求めて認定するものとする。

(認定の通知)

第7条 委員会は、援助の必要を認定したときは学校長、申請者及び民生児童委員にその旨を通知し、認定しなかったときはその旨を申請者に通知するものとする。

(援助期間)

第8条 就学援助費を支給する期間は、委員会がその支給を認定した日の属する月から当該学年の末日までとする。

(援助の停止)

第9条 委員会は、援助を必要とする事由が消滅したと判定したときは、援助を停止し、速やかに、学校長及び保護者にその旨を通知する。

(委任)

第10条 この要綱の実施に関し、必要な事務処理要領は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。